医療法人葵会　紫野協立診療所

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

〈2024 年 6 月〉

利用者に対する介護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1　事業者概要

事業者名称	医療法人葵会
主たる事業所の所在地	京都市北区紫野西野町 60 番地の 5
法人種別	医療法人
法人代表者名	理事長　吉川　恵造
電話番号	０７５－４４１－４７５２

2　ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人葵会　紫野協立診療所デイケア
指定番号	２６１０１０５５１８
所在地	京都市北区紫野西野町 60 番地の 5
電話番号	０７５－４１７－２２７５

3　事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は、要支援状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護状態又は、要支援状態にある利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医師の指示のもと、理学療法.作業療法.言語聴覚士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復または向上を図る。

4　職員体制

	常　勤	非常勤	計	業務内容
管理者	１名		１名	職員の管理及び施設の管理等
医師	１名		１名	利用者のＡＤＬ等健康管理、診療。 利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる
看護職			必要に応じて配置	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる
歯科医師、歯科衛生士			必用に応じて配置	利用者の口腔機能向上目的に評価、指導を行う。
介護職員 （内、介護福祉士）	３名 （３名）	３名 （１名）	６名 （４名）	心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う
理学療法士、作業療法士	４名		４名	利用者の心身の状況等をふまえて、医師の指示の下必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う

5　事業所の設備等

定　員	４０名
食堂兼機能訓練室	１室　１５３㎡
シャワー室	1　　※　浴室はありません
静養室	1
相談室	1
送迎車	６台

6　営業区域

京都市北区、上京区の一部とし、別途地図で範囲を明記する。

7　営業日・休日

営業日・営業時間	月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後４時３０分
サービス提供時間	月曜日～金曜日　午前９時～午後４時
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、１２月２９日から１月３日

※大雨、土砂、地震、台風等の非常災害や感染症などにより利用者および職員の安全の確保が困難と判断した場合、またはその影響で職員体制が整わず営業が困難な場合は営業を休業することがあります。

8　サービスの内容

当事業所が提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは以下の通りです。

①身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助

移動、移乗の介助

その他必要な身体の介護

②食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

準備、後始末の介助

食事摂取の介助

その他必要な食事の介助

③リハビリテーション.サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。

また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

リハビリ作業活動

グループ活動

体操

機能訓練

口腔機能の評価・指導

④送迎に関すること

移動・移乗動作の介助をおこない送迎する。

⑤相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
日常生活動作訓練の相談、助言
日常生活自助具の利用方法の相談、助言
住宅改良に関する相談、助言
その他必要な相談、助言
⑥ハラスメントに関すること
適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメントや利用者・家族からのハラスメントにより、就業環境が害されることを防止するため措置を講じています。

9　利用料

① 利用者の方からいただく利用料は次の通りです。次の該当する基本単位と加算単位を合計した単位に介護報酬単位地域区分を乗じた額となります。

介護報酬単価地域区分　５級地　１単位　10.55 円

◇介護予防通所リハビリテーション費（要支援者１・２が対象：１月につき）

	基本	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	利用１２月越減算
要支援１	2268 単位	88 単位	72 単位	24 単位	120 単位
要支援２	4228 単位	176 単位	144 単位	48 単位	240 単位

加算項目

科学的介護推進	口腔機能向上（Ⅰ）	口腔機能向上（Ⅱ）	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症受入
40単位/月	150 単位/月	160 単位/月	562 単位/月	240 単位/月

◇通所リハビリテーション費（通常規模型リハビリテーション費・要介護 1～5）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位
2～3時間未満	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
3～4時間未満	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
4～5時間未満	553単位	642単位	730単位	844単位	957単位
5～6時間未満	622単位	738単位	851単位	987単位	1120単位
6～7時間未満	715単位	850単位	981単位	1137単位	1290単位
7～8時間未満	762単位	903単位	1046単位	1215単位	1379単位

加算項目

リハビリテーションマネジメント加算 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し同意を得た場合	270単位/月	理学療法士等体制強化加算	30単位/日（1時間以上2時間未満利用の場合のみ）
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	６ヶ月以内　560単位/月 ６ヶ月超　240単位/月	生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250単位/月

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	６ヶ月以内　593単位/月 ６ヶ月超　273単位/月	リハビリテーション体制強化加算	3～4時間未満　12単位/回 4～5時間未満　16単位/回 5～6時間未満　20単位/回 6～7時間未満　24単位/回 7時間以上　28単位/回
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	６ヶ月以内　793単位/月 ６ヶ月超　472単位/月	科学的介護推進体制加算	40単位/月
短期集中個別リハビリ実施加算	110単位/日	口腔機能向上（Ⅰ） ※１月２回まで	150単位/回
送迎減算 ※1回の送迎につき	47単位/回	口腔機能向上（Ⅱ） ※１月２回まで	155単位/回
移行支援加算	12単位/回	サービス提供体制強化Ⅰ	22単位/回
感染症災害３％加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の一定の減少が生じた場合に所定単位数×0.03の加算	サービス提供体制強化Ⅱ	18単位/回
退院時共同指導加算	600単位/回	サービス提供体制強化Ⅲ	6単位/回

◇要支援・要介護共通
介護職員等処遇改善加算Ⅰ：総単位数×0.086
介護職員等処遇改善加算Ⅱ：総単位数×0.083
介護職員等処遇改善加算Ⅲ：総単位数×0.066
介護職員等処遇改善加算Ⅳ：総単位数×0.053

②この金額は、介護保険法の法定利用料にもとづく金額です。
③通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については徴収いたしません。
④介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。
⑤通常の営業日・営業時間を超えた通所リハビリテーションの提供について、やむを得ない事情で営業時間を超過して、通所リハビリテーションを利用する場合は実費料金を徴収いたしません。
⑥食材料費については、1 食につき 660 円（税込み）を徴収させていただきます。ご希望のある方は、リハビリテーション終了後に飲み物（紅茶・ジュース等）を 110 円（税込み）で提供いたします。飲食しない場合は、徴収しません。
⑧食事予約利用者が、当日キャンセルされた場合は、食事代をキャンセル料として徴収させていただきます。

10　苦情申立窓口　　担当者　伊藤崇志

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
医療法人葵会　紫野協立診療所 通所リハビリテーション	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	電　話 075-417-2275 ＦＡＸ 075-417-2122
京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後５時	電　話 075-432-1181 ＦＡＸ 075-432-0388
同　上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	同上	電 話 075-441-0111 ＦＡＸ 075-441-7211
京都府国民健康保険団体連合会	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後５時	電　話 075-354-9090 ＦＡＸ 075-354-9055

11　秘密保持等

（１）個人情報保護法を遵守し、医療法人葵会の個人情報の保護に関する基本方針（①利用範囲の明確化、適切な取扱い　②漏洩防止の確立　③開示等の請求は誠意を持って対応）にそって、個人情報を取り扱います。

（２）事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は漏らしません。

（３）事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講じます。

（４）事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（５）事業者は、利用者にかかわる他の居宅介護支援事業者等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（６）利用者又は利用者家族の個人情報を用いることに関しては、利用者および利用者家族から同意を得ていることを原則とします。

12　虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、高齢者虐待防止方に基づき、虐待の発生またはその再発を防止するため、指針を整備し、研修を定期的に実施します。

13　緊急時の対応方法

利用者の容態が憎悪した場合は、主治医又は事業者及び事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡します。

利用者の主治医	氏　名	
	所属医療機関の名称	
	所在他	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	京都民医連中央病院 京都市右京区太秦土本町 2 番 1
	医療機関の名称	京都民医連あすかい病院 京都市左京区田中飛鳥井町 89

事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、マニュアルに従い速やかに対処し、利用者家族、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、保険者へ連絡します。また法人本部に報告し、再発防止に努めます。

14　損害賠償

本会は、利用者に対する通所リハビリの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。そのために「賠償責任保険」に加入しています。

15　非常災害対策

（1）事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（　蟹川　美智代　）

（2）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

（3）定期的に非難、救出その他必要な訓練をおこないます。避難訓練実施時期：６月・１２月

16　感染症の予防及びまん延の防止

感染症の予防及びまん延の防止のため、指針を整備し、定期的な対策会議や研修及び訓練を実施します。

17　業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

18　当法人の概要

法人種別	医療法人　葵会
代表者役職・氏名	理事長　吉川　恵造（歯科医師）
所在地	京都市北区紫野西野町 60 番地の 5
電話番号	075-441-4752
営業所数	介護医療院　１カ所、短期入所療養介護　１カ所、居宅介護支援事業　１カ所、訪問看護　３カ所、通所介護　２カ所、通所リハビリテーション　２カ所、訪問リハビリテーション１カ所

年　　月　　日、本重要事項説明書の説明は、医療法人葵会紫野協立診療所　通所リハビリテーションの

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が説明させていただきました。

年　　月　　日

上記の内容の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

【利用者・説明を受けた方】

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【御家族・代理人若しくは成年後見人・説明を受けた方】

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　）

※「個人情報使用同意書」は別紙